

相模原市立学校教員採用候補者選考試験実施要項

相模原市教育委員会

- 申込受付期間 **4月3日(木)～5月26日(月)**
電子申請は5月26日午後5時まで受信有効、郵送申込は5月26日当日消印有効
- 第1次試験 試験日 **7月6日(日)全受験区分**
試験会場 **青山学院大学(相模原キャンパス)**
- 第2次試験 試験日 **8月10日(日)～8月16日(土)のうち指定した1日**

この選考試験は、令和8年度及び令和9年度採用予定の相模原市内の市立小学校、中学校、義務教育学校の教員採用候補者を決定するために実施するものです。(神奈川県、横浜市及び川崎市の採用試験とは異なります。)

1 募集対象・募集人員

受験区分	募集人員	募集教科等
小学校(小)	85人程度	小学校全科(67人程度)、小学校全科(英語コース)(10人程度) 小学校全科(特別支援)(8人程度)
中学校(中)	65人程度	国語(10人程度)、社会(3人程度)、数学(7人程度)、理科(10人程度)、 音楽(1人程度)、美術(1人程度)、保健体育(5人程度)、技術(5人程度)、 家庭(3人程度)、英語(10人程度)、中学校特別支援(10人程度)
養護教諭(養)	2人程度	小学校、中学校又は義務教育学校に配置します。
栄養教諭(栄)	3人程度	小学校、中学校又は学校給食センターに配置します。
障害者選考(障)	2人程度	上記の全ての校種・教科を対象に実施します。

2 選考区分と試験の内容

選考区分ごとの試験の内容は次の通りです。各選考区分の資格要件については、P.6～P.8をご確認ください。

※「○」は試験を実施

選考区分	試験内容	資格要件参照頁	対象受験区分				第1次試験		第2次試験		
			小	中	養	栄	教科専門	一般教養・ 教職専門	模擬授業	個人面接	実技試験 (中学校の一部教科) (注2)
一般選考											
特別選考	①教職経験者	P.6	○	○	○	○	○	○(注1)	○	○	○
	②市内任期付職員(教員)、 常勤代替教諭		○	○	○	-	○	免除	○	○	○
	③市外正規教員(注3)		○	○	-	-	免除	免除	免除	○	免除
	④元市内正規教員	P.7	○	○	○	○	免除	免除	○	○	免除
	⑤社会人経験者		○	○	○	-	○	免除	○	○	○
	⑥スポーツ・芸術実績者		-	○ (注4)	-	-	免除	○(注1)	○	○	○
	⑦大学推薦者(注5)		○	○	○	○	免除	○(注1)	○	○	○
	⑧前年度成績優秀者		○	○	○	-	免除	免除	○	○	○
	⑨大学3年生等早期チャレンジ!!		○	○	○	-	- (注6)	○(注8)	- (注6)		
	⑩栄養職員経験者		-	-	-	○	○	免除	○	○	-
障害者選考(注7)		P.8	○	○	○	○	一般選考、特別選考ともに試験の内容は上記と同一				

(注1) 令和6年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において「⑨大学3年生等早期チャレンジ!!」を受験し、合格した方は免除となります。

(注2) 実技試験は、中学校の音楽、美術、保健体育、英語受験者のみ実施します。

(注3) 「③市外正規教員」で受験できる教科等は、小学校全科、小学校全科(英語コース)、小学校全科(特別支援)、中学校の国語、理科、技術、家庭、特別支援です。

(注4) スポーツ・芸術実績者は、中学校の音楽、美術、保健体育のみ受験できます。

(注5) 免除枠の対象となる大学等には、別途通知します。

(注6) 教科専門、模擬授業、個人面接、実技試験は次年度に受験していただきます。

(注7) 試験の実施に当たり必要な配慮をします。

(注8) 「大学3年生等早期チャレンジ!!」の栄養教諭の受験はありません(令和8年度の募集が未定のため)。

3 昨年度からの主な変更点

- 小学校全科（特別支援）、中学校特別支援について、新たに採用延期制度を追加しました。（P.6 参照）
- 特別選考①教職経験者の受験資格要件を変更しました。（P.6 参照）
- 併願制度で小学校全科（特別支援）、中学校特別支援を第2希望とすることができる対象者を拡充しました。（P.10 参照）
- 併願制度（【大学推薦】）で第1希望：栄養教諭、第2希望：中学校教諭（家庭）を追加しました。（P.10 参照）
- 併願制度で中学校教諭（技術）を第2希望とすることができる対象者を拡充しました。（P.10 参照）

4 受験資格

下記（1）～（3）をいずれも満たす者

※「大学3年生等早期チャレンジ!!」の受験者は「令和8年」をすべて「令和9年」に読み替えます。

- （1）昭和41年4月2日以降に出生した者（令和8年4月1日現在満年齢60歳未満）
- （2）受験区分・教科等の教諭普通免許状を所有している者又は令和8年3月31日までに取得見込の者

※「小学校全科（英語コース）」、「小学校全科（特別支援）」、「中学校特別支援」については、さらに下記条件を満たすこと

受験区分	受験条件	
ア 小学校全科 （英語コース）	右に示す （ア）～（エ） の <u>いずれか</u>	（ア） 中学校英語教員免許状又は高等学校英語教員免許状を所有 ※1 （イ） TOEFL-iBT（インターネット版TOEFL） 72点以上 （ウ） TOEIC Listening&Reading Test（IPテストは除く） 785点以上 （エ） 実用英語技能検定準1級以上
イ 小学校全科 （特別支援） 中学校特別支援	右に示す （ア）～（ウ） の <u>いずれか</u>	（ア） 特別支援学校教諭普通免許状を所有 ※2 （イ） 特別支援教育担当としての教職経験が、令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間に、通算2年以上 ※3 （ウ） （ア）、（イ）のいずれにも該当しないが、採用延期制度により、特別支援学級の教諭を目指す者（特別支援を第1希望とする者に限る）。
※1 令和8年3月31日までに取得見込みの者も含む。		
※2 令和8年3月31日までに取得見込みの者も含む。（盲学校、聾学校及び養護学校教諭普通免許状を含む）		
※3 国、地方公共団体又は学校法人が設置する、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校（国公立大学法人附属の小中学校等を含む）」における特別支援学級担当及び通級指導教室担当並びに国公私立の特別支援学校の教諭、助教諭、講師（非常勤講師も可）としての経験。		

- （3）地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定による欠格事項に該当しない者

◎ 地方公務員法

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 学校教育法

（校長・教員の欠格事由）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられた者※
- （2）教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- （3）教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間にある者及び、禁錮以上の刑の執行を終えるかその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間にある者も含む。

5 受験の申込手続

原則、電子申請による申込みとします。受験票・写真票を印刷できない方（※）や、パソコン環境等により電子申請による申込みができない方は、郵送でお申込みください。なお、一人につき、一つの受験区分・教科等・選考区分のみです（P.10 15併願制度を除く）。

※電子申請による申込みの場合、後日交付する受験票・写真票を印刷するため、プリンタとAdobe Readerが必要です。

(1) 電子申請による申込み

<p>申込方法</p>	<p>e-kanagawa相模原市電子申請システムからお申込みください。</p> <p>https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/141500-u/offer/offerList_detail?tempSeq=93676</p> <p>1 申請者情報を登録し、利用者IDを本登録してください。</p> <p><u>利用者ID</u> 及び <u>パスワード</u> を必ず下記にご記入ください。後日、受験票印刷等が必要になります。この時点では、受験申込は完了していませんので、ここで手続きをやめしまうと受験できません。必ず次の2以降の手続きを完了してください。</p> <table border="1" data-bbox="304 389 1401 450"> <tr> <td>利用者ID</td> <td></td> <td>パスワード</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 本登録した利用者IDでログインし、受験申込を行ってください。申込終了後、仮受付完了通知が、メールで送信されます。登録いただいたメールアドレスに仮受付完了通知が届かない場合は、教職員課(P.12参照)までご連絡ください。</p> <p>3 <u>申込みの「整理番号」</u>を必ず下記にご記入ください。電子申請が完了したことを確認するための「申請の状況の照会」に必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="304 640 852 696"> <tr> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>【重要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆システム機器の保守点検等により、申込受付期間中にシステムが停止される場合がありますので、申請期限に対し余裕をもって申請を済ませてください。また、使用されるパソコン等や通信回線の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 ◆申込書入力事項が正しくないことが明らかになった場合には、合格の取り消しや採用候補者名簿から削除されることがありますので、正確に入力してください。 ◆申込受付期間終了後の受験区分・教科等・選考区分の変更はできません。 	利用者ID		パスワード		整理番号	
利用者ID		パスワード					
整理番号							
<p>受付期間</p>	<p>令和7年4月3日(木)午前9時～5月26日(月)午後5時(受信有効)</p>						
<p>受験票・写真票の交付</p>	<p>6月16日(月)以降に【電子申請】の個人画面にてPDFファイルにより交付します。準備が完了したらメールでお知らせしますので、【電子申請】にログイン後、PDFファイルをダウンロードし、白色・無地のA4サイズの用紙に印刷してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆6月20日(金)を過ぎても【電子申請】個人画面上に交付されない場合は、必ず教職員課(P.12参照)までお問い合わせください。 ◆<u>受験票と写真票は、第1次試験当日に会場へお持ちください。受験票又は写真票を持っていない場合、写真票に写真の貼付がない場合は、受験できないことがあります。受験票・写真票の印刷ができない等のトラブルについては、6月27日(金)までにお問い合わせください。それ以降のトラブルには、対応できない場合があります。</u> ◆写真票に貼る写真は、<u>申込日前3か月以内に撮影した「縦4cm・横3cm程度、胸上、脱帽、正面向き」のもので、裏面に氏名、受験番号を記入してから貼ってください。</u> 						

(2) 郵送による申込み(電子申請ができない場合)

<p>申込方法</p>	<p>『申込書』と受験票・写真票送付用の『返信用封筒』(長形3号の封筒に110円分の郵便切手を貼付し、受験票・写真票の送付先(郵便番号、住所及び氏名)を明記したもの)を角形2号の封筒に入れ、申込先(P.12参照)まで郵送してください。封筒の表に「受験申込書在中」と赤字で記入し、裏に「住所、氏名」を必ず記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆書留、簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮いたしません。 ◆受験申込に必要な書類等に不足や不備がある場合には、受付できません。また、申込書の記載事項に関して正しくないことが明らかになった場合には、合格の取り消しや採用候補者名簿から削除されることがありますので、正確に記入してください。 ◆申込受付期間終了後の受験区分・教科等・選考区分の変更はできません。 ◆提出された書類等は返却できません。
<p>受付期間</p>	<p>令和7年4月3日(木)～5月26日(月)〈当日消印有効〉<u>持ち込み不可</u></p>
<p>受験票・写真票の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆6月20日(金)までに到着するよう申込者宛に送付します【6月16日(月)以降発送予定】。<u>6月20日(金)を過ぎても到着しない場合は、必ず教職員課(P.12参照)までお問い合わせください。</u> ◆<u>受験票と写真票は、第1次試験当日に会場へお持ちください。受験票又は写真票を持っていない場合、写真票に写真の貼付がない場合は、受験できないことがあります。</u> ◆写真票に貼る写真は、<u>申込日前3か月以内に撮影した「縦4cm・横3cm程度、胸上、脱帽、正面向き」のもので、裏面に氏名、受験番号を記入してから貼ってください。</u>

6 選考試験日、会場及び内容

(1) 第1次試験

- ア 試験日 令和7年7月6日(日) ※集合時刻は、受験票・写真票に記載してお知らせします。
 ※ 集合時刻までに試験会場の建物に入場していない場合は、受験できません。
- イ 試験会場 青山学院大学(相模原キャンパス)
- ウ 試験内容

試験項目	受験区分	試験内容	試験方式
教科専門 (60分)	小学校	小学校全科及び小学校全科(英語コース)は、小学校全科及び外国語活動に関する専門試験 <u>小学校全科(特別支援)は、特別支援教育に関する専門試験</u>	マークシート
	中学校	受験する教科等(科目)に関する専門試験 <u>中学校特別支援は、特別支援教育に関する専門試験</u>	
	養護教諭	養護に関する専門試験	
	栄養教諭	栄養に関する専門試験	
一般教養・ 教職専門 (60分)	全受験区分 共通	○人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験 ○教育原理・教育心理・教育関係法規等に関する教職専門試験	マークシート

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者については、選考区分にかかわらず、次のとおり第2次試験を実施します。

- ア 試験日 令和7年8月10日(日)～8月16日(土)のうち指定した1日
- イ 集合時刻 第1次試験合格者に通知します。
- ウ 試験会場 第1次試験合格者に通知します。(相模原市立学校を予定)
- エ 試験内容

試験項目	試験内容	
模擬授業	教科等の1単位時間の授業計画を立て、導入から展開にかけての最初の7分間の模擬授業(7分間には準備、片付けの時間は含みませんが、それぞれ1分以内で済ませてください。)	
	小学校全科	小学校における教科の授業(外国語(英語)含む)。 (特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び外国語活動は除く。)
	小学校全科(英語コース)	小学校における外国語活動・外国語(英語)に関する授業
	小学校全科(特別支援)	小学校の知的障害又は自閉症・情緒障害の特別支援学級における教科の授業(特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動及び外国語活動は除く。)
	中学校(特別支援を除く)	受験する教科の授業
	中学校(特別支援)	中学校の知的障害又は自閉症・情緒障害の特別支援学級における教科の授業(特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び自立活動は除く。所有する中学校教諭免許状以外の教科も可とします。)
	養護教諭	児童・生徒への保健教育に関する授業
	栄養教諭	児童・生徒への食に関する授業
	※指導案(指定様式)を、試験当日に提出していただきます。 ※会場は、 <u>普通教室</u> です。(普通教室で行う授業を想定してください。)	
個人面接	教科指導及び専門性、教員としての資質や適性、人物に関する面接	
実技試験	中学校の音楽、美術、保健体育及び英語受験者のみ実施します。 実技試験の内容は、次のとおりを予定しています。	
	音楽	1 視唱及び伴奏付け(初見) 2 ピアノによる弾き歌い ・次の2曲から1曲を選択し、ピアノでの弾き歌い(楽譜を見て演奏して構いません。3番まで行うこと。) ①「早春賦」 吉丸 一昌 作詞 中田 章 作曲 ②「花の街」 江間 章子 作詞 團 伊玖磨 作曲 ※使用する楽譜は中学校の教科書に掲載されているものとし、各自で用意してください。
	美術	素描と立体の表現
	保健体育	器械運動と球技と陸上競技
	英語	英語コミュニケーション能力(英語教育や英語教授法等についての意欲、知識、技能を含む)

★模擬授業に関する留意事項について★

チョーク（白・赤・黄）、HDMIケーブル、大型テレビは、事務局で用意します。それ以外の模擬授業で使用するものについては、ご自身で用意してください。なお、勤務している学校から貸与されている機器や備品等は使用できませんので、必ず個人の機器等を用意してください。

また、ご自身で用意した機器等の接続やプリント等の配布、資料の掲示等も模擬授業の準備・片付けの1分に含まれます。1分以内で準備ができない場合は、別の方法で授業を実施していただきます。

【情報端末機器について】

ご自身で用意するノートPC、スマートフォン、タブレット等の情報端末機器は、インターネット接続を遮断した状態での使用のみ可能です。なお、情報端末機器を事務局で用意するHDMIケーブルを用いて大型テレビに接続し、動画・静止画等を画面に映し出すことも可能ですが、HDMIケーブル以外の接続方法を希望する場合は、ご自身で用意してください。

※今年度ノートPCの貸出は行いませんのでご注意ください。

【配布物について】

ご自身で用意したプリント等を模擬授業の生徒役に配布することは可能ですが、面接員には配布することはできません。配布したプリント等は模擬授業終了後、回収してください。

【資料の掲示について】

会場内（普通教室）の黒板以外への資料の掲示等は可能ですが、模擬授業終了後、回収してください。

7 | 選考結果の発表

- (1) 日 時（予定） 第1次試験 令和7年7月24日（木）午前10時頃
第2次試験 令和7年9月18日（木）午前10時頃

(2) 方 法

第1次試験の合格者、第2次試験の採用候補者名簿登載者については、相模原市職員採用ホームページ（P.12参照）にて、発表日の午前10時頃から、受験番号を掲示します。また第1次試験については、合格者に対してのみ合格通知書及び第2次試験の案内等を郵送します。第2次試験については、受験者全員に対して郵送で結果を通知します。

8 | 試験結果の開示

第1次試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、相模原市教育委員会教職員課（相模原市役所第2別館4階）で開示請求することができます。電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接お越しください。

- ・開示請求できる方は、第1次試験の不合格者本人に限ります。
- ・開示内容は、試験の種類ごとの得点です。
- ・受験票により本人確認をしますので、受験票は大切に保管し、開示請求の際、必ずお持ちください。
- ・開示期間は、第1次試験合格発表日から1か月間です（令和7年8月22日（金）まで）。
- ・開示請求の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分までです（土曜、日曜、祝日を除く）。

第2次試験の結果については、名簿登載されなかった方に対して試験の得点を通知します（採用候補者名簿Bに登載された方については、登載期間を過ぎた後に得点の通知をします）。

9 | 採用（繰上採用制度）

- (1) 第2次試験において一定の基準に達した方は、採用候補者名簿A又は採用候補者名簿Bに登載します。
- (2) 採用候補者名簿Aに登載された方は、令和8年4月1日付けで採用する予定です。
- (3) 採用候補者名簿Bに登載された方は、校種教科において不足が生じた場合のみ採用候補者名簿Aに登載変更されます。また、令和7年度実施予定の任期付教員採用試験を受験する場合、試験の全てを免除し、任期付教員採用試験の申込みをもって任期付教員の採用候補者名簿に登載されます。なお、採用候補者名簿Bの登載期間は令和7年12月26日（金）までとし、登載期間を過ぎ不採用となった場合は、次の優遇が受けられます。
 - ・令和8年度に常勤代替教諭として優先的に任用します。
 - ・令和8年度の相模原市立学校教員採用候補者選考試験において、令和7年度と同じ受験区分を受験する場合は、第1次試験を免除します。
- (4) 受験資格の要件が満たされない場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合には、採用候補者名簿A及び採用候補者名簿Bから削除されます。

- (5) 採用に当たっては、健康審査により「適」の判定を受けることが必要です。健康上の理由により、その職に耐えられないと認められたときは、採用されません。
- (6) 日本国籍を有しない方は、任用期限を付さない常勤講師としての採用になります。
- (7) 令和8年3月31日までに受験区分・教科等に関する教諭普通免許状の取得ができない場合は、原則採用されません。

10 採用延期

- (1) 採用候補者名簿A登載者（特別選考⑦大学推薦者による合格者を除く。）が、「教職大学院への進学」又は「教職大学院在学者若しくは大学院在学者（いずれも1年生に限る。ただし大学院の教育課程が3年間の場合は2年生とする。）が修学継続」のため、令和8年4月1日の採用ではなく、教職大学院又は大学院の課程修了後の採用を希望する場合は、本人がその旨の申出を行い、許可を受けた場合に限り、採用期日を延期できるものとします。

延期できる期間は、「教職大学院進学者は2年間」、「教職大学院及び大学院修学継続者は1年間」となります。

※採用期日延期の条件は、次のとおりです。

- ア 受験区分・教科等に関する教諭普通免許状を令和8年3月31日までに取得していること。
 - イ 教職大学院又は大学院の修学により、受験区分・教科に関する専修免許状を取得すること。
- (2) 「4受験資格」の(2)イの(ウ)により受験し、採用候補者名簿A登載者となった場合は、令和8年度からの2年間、任期付職員（教員）又は常勤代替教諭として市内の特別支援学級で勤務することを条件に、2年間採用期日を延期できるものとします。
- ※ただし、令和8年度に特別支援学校教諭普通免許状が取得できた者又は特別支援教育担当としての教職経験が、令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間に通算2年以上となった者は令和9年4月より採用する。

11 選考区分

選考区分には、「一般選考」と「特別選考①～⑩」、「障害者選考」があります。下記の資格要件を満たす方は、該当するいずれかの選考区分で受験することができます。ただし、「特別選考①～⑩」、「障害者選考」の申込者の申告内容が資格要件を満たさないと相模原市教育委員会が判断した場合は、本人へ連絡のうえ、一般選考で受付します。必ず補足（P.8参照）も確認してください。

選考区分	資格要件
一般選考	受験資格（P.2参照）を満たす者。
特別選考 ① 教職経験者	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、次の「ア」～「ウ」のいずれかに該当する者。</p> <p>ア 国、地方公共団体又は学校法人が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、認定こども園及び特別支援学校の正規教員、任期付職員（教員）又は常勤代替教諭（<u>臨時的任用職員。非常勤講師を除く。</u>）として<u>平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間に1年以上の勤務経験</u>（育児休業、退職、停職等の期間を除く）を有する者。</p> <p>イ 相模原市立学校の非常勤講師として<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に、通算11か月以上の勤務経験</u>を有し、<u>かつ、令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間に1日</u>でも、相模原市立学校の非常勤講師、常勤代替教諭、任期付職員（教員）として任用実績がある者。</p> <p>ウ 令和6年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果通知において、教育委員会から「<u>常勤代替教諭としての優先的任用について</u>」の通知を受け、令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間に1日でも相模原市立学校の非常勤講師として任用実績がある者。</p>
特別選考 ② 市内任期付職員（教員）、常勤代替教諭	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、次の「ア」、「イ」のいずれかに該当する者。</p> <p>ア 相模原市立学校の任期付職員（教員）又は常勤代替教諭（<u>臨時的任用職員。非常勤講師を除く。</u>）として、<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間に、通算11か月以上の勤務経験</u>を有し、<u>かつ、令和7年4月1日から4月30日までの間に1日</u>でも、相模原市立学校の任期付職員（教員）又は常勤代替教諭（<u>臨時的任用職員。非常勤講師を除く。</u>）として任用実績がある者。</p> <p>イ 令和6年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果通知において、教育委員会から「<u>常勤代替としての優先的任用について</u>」の通知を受け、<u>令和7年4月1日から令和7年4月30日までの間に1日</u>でも、相模原市立学校の任期付職員（教員）又は常勤代替教諭（<u>臨時的任用職員。非常勤講師を除く。</u>）として任用実績がある者。</p>

<p>特別選考 ③ 市外 正規教員</p>	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、次の全ての要件に該当する者。 ア 現在、相模原市外にある国公立の小中学校（義務教育学校を含む）で、正規採用の教員（任期付採用を除く）として勤務しており、採用から引き続き令和7年度末まで勤務する予定で、かつ、令和7年度末までに3年以上の受験する受験区分・教科等での勤務経験（育児休業、休職、停職等の期間を除く）（見込みを含む）がある者。 イ 相模原市立学校教員として令和8年度から勤務することが第1希望であり、令和8年4月1日付で相模原市立学校に勤務できる者。</p>
<p>特別選考 ④ 元市内 正規教員</p>	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、次の全ての要件に該当する者。 ア 過去に相模原市立学校の正規教員として3年以上受験する区分での勤務経験（育児休業、休職、停職等の期間を除く）があり、該当教科の授業を主に行っていた者。（任期付職員を除く。） イ 平成28年3月31日以降に退職した者。</p>
<p>特別選考 ⑤ 社会人 経験者</p>	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、次の「ア」～「ウ」のいずれかに該当する者。 ア 「民間企業（法人）」及び「官公庁等（国、地方公共団体又は学校法人が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、認定子ども園及び特別支援学校は除く。）」（以下これらを「民間企業等」という。）で常勤の社員・職員として平成30年4月1日から令和7年3月31日までの7年間に、通算5年以上又は1つの民間企業等で継続して3年以上の勤務経験（育児休業、休職、停職等の期間を除く）を有する者。（個人事業主は該当しません。） イ 青年海外協力隊又は日系社会青年ボランティアとして、通算2年以上の派遣期間のある者。 ウ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、手話通訳士、臨床心理士、公認心理師、看護師又は保健師のいずれかの資格を有し、その資格に基づく常勤の社員、職員として平成30年4月1日から令和7年3月31日までの7年間に、通算2年以上の勤務経験（育児休業、休職、停職等の期間を除く）を有する者。</p>
<p>特別選考 ⑥ スポーツ・ 芸術実績者 【対象】 中学校</p>	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、受験教科に関する分野（スポーツ分野においては下記の対象種目に限る）における全国的規模の競技会において、次の実績を取った者。 ・個人又は団体成績ベスト4（相当）以上。 ・コンクール、展覧会等において、個人又は団体成績3位（相当）以上。 ※いずれも高等学校以降の実績とします。また、種目（部門）・大会（コンクール）規模・参加人数等によっては、資格要件に該当しない場合もあります。 【スポーツ分野の対象種目】 陸上競技、体操、新体操、水泳（競泳・飛込・水球）、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、ハンドボール、サッカー、ラグビーフットボール、バドミントン、ソフトボール、野球、相撲、柔道、スキー、スケート、ボート、剣道、レスリング、弓道、テニス、登山、自転車競技、ボクシング、ホッケー、ウエイトリフティング、ヨット、フェンシング、空手道、アーチェリー、なぎなた、カヌー、少林寺拳法、アメリカンフットボール、駅伝、アイスホッケー</p>
<p>特別選考 ⑦ 大学推薦者</p>	<p>令和7年度に大学等を卒業（修了）見込で、受験区分・教科等の教諭普通免許状を取得見込の者のうち、学業成績が優秀な者。 ・この特別選考区分の受験者は「10 採用延期」に記載の採用期日延期はできません。（P.6参照）</p>
<p>特別選考 ⑧ 前年度 成績優秀者</p>	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、令和6年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において採用候補者名簿Aに登載されなかった者のうち、一定の基準を満たした成績上位者。</p>
<p>特別選考 ⑨ 大学 3年生等 早期 チャレンジ!!</p>	<p>令和8年度に大学等を卒業（修了）見込で、受験区分・教科等の教諭普通免許状を取得見込の者。 ・この受験区分は、第1次試験の「一般教養・教職専門試験」のみ受験が可能です。 ・この特別選考試験で合格した者は、令和8年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において、第1次試験の「一般教養・教職専門試験」は免除になります。 ・令和8年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験において、資格要件を満たせば、大学推薦者等、特別選考区分での受験も可能です。また、「15 併願制度（P.10参照）」の利用も可能ですが、令和8年度に「特別選考大学推薦者」で受験しない場合は、第1希望での受験となります。</p>
<p>特別選考 ⑩ 栄養職員 経験者</p>	<p>受験資格（P.2参照）を満たしたうえで、次のいずれかに該当する者。 ア 国、地方公共団体又は学校法人が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、認定子ども園及び特別支援学校の正規栄養教諭として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に1年以上の勤務経験（育児休業、休職、停職等の期間を除く）を有する者。 イ 相模原市職員の正規管理栄養士、又は正規栄養士として、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間に3年以上の勤務経験（育児休業、休職、停職等の期間を除く）を有する者。</p>

障害者選考

受験資格 (P.2 参照) を満たしたうえで、次の「ア」～「ウ」のいずれかに該当する者。
 ア 身体障害者手帳 (注1) の交付を受けている者。
 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 (注2) の交付を受けている者。
 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
 (注1) 都道府県知事の定める医師 (以下「指定医」という。) 又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。) も可。
 (注2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書も可。
 ※期日が定められている上記の手帳等については、受験申込日及び受験日当日において有効であること。
 試験内容は、一般選考又は特別選考と同様ですが、受験に際して支障が生じないように配慮するほか、障害の程度に応じて試験内容の一部を変更又は免除する場合があります。配慮の具体的内容については、事前に相談を受け付けますので、受験申込書の「受験上配慮を要する事項」欄にその旨を記入してください。
 (配慮を要する例)
 ・点字による出題、点字タイプライターや点字器の使用
 ・問題及び解答用紙の拡大
 ・拡大鏡等の視覚補助具の使用
 ・補聴器等の聴覚補助具の使用 など

【補 足】

特別選考
①～④
について

- ・相模原市立学校とは、相模原市立の小学校、中学校及び義務教育学校を指します。
- ・教員とは、副校長、教頭、総括教諭 (主幹教諭)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師を指します (認定こども園における保育士は除きます)。
- ・任期付職員 (教員) とは、正規教員と同一の勤務時間で任期を定めて任用される職員を指します。
- ・常勤代替教諭 (臨時的任用職員) とは、次の事由により、正規職員と同一の勤務時間で期限を定めて任用される職員を指します。
 ●正規職員に欠員が生じた場合等の代替としての任用 (地方公務員法第22条の3第1項)
 ●正規職員の出産休暇に伴う代替としての任用 (女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項)
- ・非常勤講師とは、時間を単位として勤務する会計年度任用短時間勤務職員 (教員) を指します。
- ・特別選考①、②における勤務経験や任用実績は、受験する受験区分、教科等と同一でなくても対象になります。
- ・令和7年3月31日までの勤務期間の算出に当たっては、月途中の任用開始、終了であっても、その月に1日でも在職していれば「1か月」の経験とします。
- ・採用候補者名簿A登載後、職歴証明書を提出していただきます (ただし、平成22年度以降の相模原市立小学校、中学校又は義務教育学校に在職していた期間については、証明書の提出は不要です)。受験申込時に申告した内容に満たない証明書が提出され、資格要件を満たさないと判断された場合は、採用候補者名簿から削除されます。
- ・あらかじめ証明を受ける教育委員会から資格要件を満たす内容の証明書が発行されることを確認しておいてください。なお、資格要件は証明書をもって確認しますので、辞令の写し等では受け付けできません。

【任期付教員、常勤代替教諭 (臨時的任用職員) 及び非常勤講師の勤務期間の算出の例】

(1)	平成31年4月1日～令和2年3月31日	●●市立◆◆小学校	任期付教員
(2)	令和2年9月1日～令和3年3月31日	●●市立◆◆小学校	臨時的任用職員
(3)	令和3年4月23日～令和3年6月24日	××市立××小学校	非常勤講師
(4)	令和4年4月5日～令和4年12月22日	××市立××小学校	臨時的任用職員
(5)	令和5年4月5日～令和5年7月13日	××市立××小学校	非常勤講師
(6)	令和6年4月7日～令和6年6月14日	相模原市立△△小学校	非常勤講師
(7)	令和6年6月15日～令和7年3月29日	相模原市立△△小学校	非常勤講師
(8)	令和7年4月15日～任用中	相模原市立□□小学校	非常勤講師

【例1】特別選考「①ア」で申し込む場合

(1) 12か月 + (2) 7か月 + (4) 9か月 = 28か月 = 1年以上 ⇒ 受験資格を満たしています。
 ・(8)は対象期間外のため、(3)、(5)～(7)は非常勤講師歴のため在職期間に通算できません。

【例2】特別選考「①イ」で申し込む場合

(6) 2か月 + (7) 10か月 = 12か月、かつ、(8) 令和7年4月に任用実績あり ⇒ 受験資格を満たしています。
 ・(1)～(4)、(8)は対象期間外、(5)は他市の非常勤講師歴のため、どちらも在職期間に通算できません。
 (6)と(7)のように同一の月に2つ以上の任用がある場合は、重複しないようにいずれか一つの任用に含めます。(例では(6)に含めず、(7)に含めています。)

特別選考 ⑤ について	<ul style="list-style-type: none"> ・「常勤の社員・職員」とは、民間企業等において、フルタイム勤務で、月給制又は年俸制により給料を受けている社員・職員を指します。この要件を満たしていれば有期雇用(契約社員等)も含まれます。非常勤や時間給での勤務の場合は該当しません。 ・令和7年3月31日までの勤務・活動期間の算出に当たっては、月途中の任用開始や終了であっても、その月に1日でも在職していれば「1か月」の経験とします。 ・採用候補者名簿A登載後、<u>職歴証明書又は派遣期間証明書を提出していただきます</u>。勤務していた民間企業等が統廃合等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる民間企業等から<u>証明を受けられることを確認しておいてください</u>。受験申込時に申告した内容に満たない証明書が提出され、資格要件を満たさないと判断された場合や、証明書を提出できない場合は、採用候補者名簿から削除されます。
特別選考 ⑥ について	<ul style="list-style-type: none"> ・採用候補者名簿A登載後、実績の内容を客観的に証明する書類の写し(例:表彰状・新聞・雑誌・選手団名簿等)を提出していただきます。団体競技等の場合には、必ず、本人が出演していると特定できる書類を提出してください。受験申込時に申告した内容に満たない書類が提出され、資格要件を満たさないと判断された場合や、証明する書類を提出できない場合は、採用候補者名簿から削除されます。
特別選考 ⑦・⑨ について	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学等」とは、短期大学、大学、大学院、教職大学院及び文部科学大臣が指定する教員養成機関で、受験区分・教科の教諭普通免許状を取得できる全ての学校を指します。 ・大学推薦者は、大学等を通じての受験申込となりますので、大学等へお問い合わせください。
特別選考 ⑧ について	<ul style="list-style-type: none"> ・該当される方には、令和6年度実施相模原市立学校教員採用候補者選考試験第2次試験の結果通知において、お知らせしています。

12 障害の事由等による受験上の配慮について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちでない方についても、障害の事由等により受験上の配慮が必要な場合は、受験申込書の「受験上配慮を要する事項」欄にその旨を記入してください。スロープ、エレベーターや車椅子対応トイレが利用可能な教室の使用など、状況に応じて必要な配慮をします。

13 小学校全科(英語コース)の受験に関する留意事項等について

【小学校全科(英語コース)について】

小学校全科(英語コース)で採用候補者名簿Aに登載された方は、市立小学校又は義務教育学校において学級担任等をしていただきます。また、小学校の外国語教育の充実のため、将来的に本市英語教育の中心的役割を担っていただく予定です。

【その他】

第2次試験において、小学校全科の合格基準に達している場合は、募集人員を超えた場合であっても採用候補者名簿に登載します。

14 小学校全科(特別支援)、中学校(特別支援)の受験に関する留意事項等について

【受験条件「イ」で受験される方について】

- ・「特別支援教育担当としての教職経験」の勤務期間の算出に当たっては、月途中の任用開始や終了であっても、その月に1日でも在職していれば「1か月」の経験とします。
- ・採用候補者名簿A登載後、特別支援教育担当としての「実務に関する証明書」を提出していただきます。証明を受ける勤務校の所属長から証明が受けられることを確認しておいてください。なお、複数校の経験がある場合は、それぞれ提出していただきます。受験申込時に申告した内容に満たない証明書が提出され資格要件を満たさないと判断された場合や証明書を提出できない場合は、採用候補者名簿から削除されます。

【その他】

- ・採用された方は、採用から5年以内を目安に特別支援学校教諭普通免許状を取得していただきます。
- ・小学校全科(特別支援)及び中学校特別支援で採用された方は、受験区分校種の特別支援学級又は通級指導教室の担当として配置します。ただし、通常の学級の授業を担当する場合があります。
- ・小学校全科(特別支援)を受験された方で、第2次試験において、小学校全科の合格基準に達している場合は、募集人員を超えた場合であっても採用候補者名簿に登載します。

15 併願制度について

【大学推薦】

・特別選考⑦大学推薦者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当し、該当の免許状を両方取得見込の方は、併願制度を利用できます。

(1) 第1希望：中学校教諭（全教科等のうちいずれか）／第2希望：小学校教諭

(2) 第1希望：養護教諭／第2希望：小学校教諭

(3) 第1希望：中学校教諭（全教科等のうちいずれか）／第2希望：中学校教諭（国語、理科、技術、家庭、特別支援のいずれか）

※(1)、(2)の「小学校教諭」は、小学校全科、小学校全科（英語コース）、小学校全科（特別支援）から選択できます。

※(1)、(3)の中学校の第1希望にできる「全教科等」とは、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、特別支援です。

(4) 第1希望：栄養教諭／第2希望：中学校教諭（家庭）

【特別支援】

・小学校と中学校の両方の教諭免許状を取得されている方（取得見込みを含む）は、特別支援の受験資格（P.2参照）を満たせば、小学校全科（特別支援）と中学校特別支援で併願制度を利用できます。

・特別選考②市内任期付職員（教員）、常勤代替教諭、③市外正規教員、④元市内正規教員、⑥スポーツ・芸術実績者、⑧前年度成績優秀者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、該当の教科等の免許状及び特別支援学校教諭普通免許状を両方取得されている方（取得見込みを含む）は、併願制度を利用できます。

(1) 第1希望：中学校教諭（全教科等のいずれか）／第2希望：小学校教諭（特別支援）又は中学校教諭（特別支援）

(2) 第1希望：養護教諭／第2希望：小学校教諭（特別支援）又は中学校教諭（特別支援）

(3) 第1希望：栄養教諭／第2希望：小学校教諭（特別支援）又は中学校教諭（特別支援）

※(1)の中学校の第1希望にできる「全教科等」とは、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語です。

【中学校教諭（技術）】

・特別選考②市内任期付職員（教員）、常勤代替教諭、③市外正規教員、④元市内正規教員、⑧前年度成績優秀者で、(1)に該当し、第1希望の免許状と中学校技術免許状を両方取得されている方（取得見込みを含む）は、併願制度を利用できます。

(1) 第1希望：中学校教諭（全教科等のいずれか）／第2希望：中学校教諭（技術）

※中学校の第1希望にできる「全教科等」とは、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、英語、特別支援です。

【併願制度共通の注意事項】

※第1次試験は、第1希望、第2希望の教科等において、それぞれ結果が出ます。合格した教科等のみ本人に郵送で結果が通知され、第2次試験に進むことができます。

※第1次試験において、第1希望、第2希望の両方に合格した場合は、第2次試験は第1希望の教科等で受験（模擬授業、実技等）していただきます。

※第2次試験においては、第1希望、第2希望の教科等において、名簿登載、名簿不搭載に関わらず、本人に郵送で結果を通知します。

※第1希望、第2希望両方名簿登載となった場合は、第1希望、第2希望のいずれか希望する教科等の採用予定者となります。

16 特定の免許状・資格所有者に対する加点について

特定の免許状・資格を有する者（免許状及び資格「司書教諭」については、令和8年3月31日までに取得見込の者も含む）に対し、次のとおり第1次試験の加点を行います。加点要件を満たし、かつ加点を希望する場合は、受験申込み時に加点希望欄に入力（郵送申込みの方は記入）してください。ただし、複数の加点要件を満たす場合であっても加点の合算は行わず、いずれか1つの加点要件による加点のみとします。

小学校全科（英語コース）を受験される方、小学校全科（特別支援）及び中学校特別支援を受験資格「イ（ア）特別支援学校教諭普通免許状を所有」で受験される方は、加点対象となります。

なお、受験申込書の加点希望欄に記載がない場合は、加点することができませんのでご注意ください。

また、加点を受けた方が、要件を満たすことを証明する書類を提出することができなかった場合は、採用候補者名簿から削除される場合があります。「特別選考⑨大学3年生等早期チャレンジ!!」においても同様です。

★「加₁₀点 (最大20点)」

種 別	受 験 区 分	
	小学校全科 (英語コース)	
免許状	中学校教諭普通免許状 (英語) 高等学校教諭普通免許状 (英語)	
資 格	いずれかのスコアや級を取得している者 ・ TOEFL-iBT (インターネット版TOEFL) 72点以上 ・ TOEIC Listening&Reading Test (IPテスト除く) 785点以上 ・ 実用英語技能検定 ((公財) 日本英語検定協会) 準1級以上	
加 点	「教科専門試験」及び「一般教養・教職専門試験」を受験 各10点を加 ₁₀ 点 (合計20点)	
	「教科専門試験」又は「一般教養・教職専門試験」のいずれかを受験 10点を加 ₁₀ 点	

★「加₅点 (最大10点)」

種 別	受 験 区 分	
	小学校全科 小学校全科 (特別支援)	中学校
免許状	中学校教諭普通免許状 特別支援学校教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状 特別支援学校教諭普通免許状
資 格	いずれかのスコアや級を取得している者 ・ TOEFL-iBT (インターネット版TOEFL) 72点以上 ・ TOEIC Listening&Reading Test (IPテスト除く) 785点以上 ・ 実用英語技能検定 ((公財) 日本英語検定協会) 準1級以上 ※中学校は受験教科：英語のみ対象	
加 点	「教科専門試験」及び「一般教養・教職専門試験」を受験 各5点を加 ₅ 点 (合計10点)	
	「教科専門試験」又は「一般教養・教職専門試験」のいずれかを受験 5点を加 ₅ 点	

★「加₃点 (最大6点)」

種 別	受 験 区 分			
	小学校全科 小学校全科 (特別支援)	中学校	養護教諭	栄養教諭
免許状	幼稚園教諭免許状 受験教科以外の中学校教諭普通免許状 養護教諭免許状 栄養教諭免許状		幼稚園教諭免許状 小学校教諭普通免許状 中学校教諭普通免許状 栄養教諭免許状	幼稚園教諭免許状 小学校教諭普通免許状 中学校教諭普通免許状 養護教諭免許状
資 格	いずれかの資格を取得している者 (司書教諭については取得見込の者を含む) 司書教諭、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、手話通訳士、 臨床心理士、公認心理士、看護師、保健師			
加 点	「教科専門試験」及び「一般教養・教職専門試験」を受験 各3点を加 ₃ 点 (合計6点)			
	「教科専門試験」又は「一般教養・教職専門試験」のいずれかを受験 3点を加 ₃ 点			

種 別	受 験 区 分	
	小学校全科、小学校全科 (特別支援)	
資 格	いずれかのスコアや級を取得している者 ・ TOEFL-iBT (インターネット版TOEFL) 42点以上 ・ TOEIC Listening&Reading Test (IPテスト除く) 550点以上 ・ 実用英語技能検定 ((公財) 日本英語検定協会) 2級以上	
加 点	「教科専門試験」及び「一般教養・教職専門試験」を受験 各3点を加 ₃ 点 (合計6点)	
	「教科専門試験」又は「一般教養・教職専門試験」のいずれかを受験 3点を加 ₃ 点	

令和6年度実施 相模原市立学校教員採用候補者選考試験 最終結果

受験区分(教科等)		募集数	A名簿登載者数	倍率	倍率(令和5年度)
小 学 校	全 科	52人程度	78人	1.9倍	2.1倍
	全科(英語コース)	10人程度	3人	2.3倍	3.0倍
	全科(特別支援)	8人程度	2人	4.0倍	2.0倍
	計	70人程度	83人	2.0倍	2.1倍
中 学 校	国 語	7人程度	6人	3.2倍	3.0倍
	社 会	4人程度	4人	13.3倍	9.8倍
	数 学	4人程度	4人	5.8倍	5.2倍
	理 科	10人程度	5人	4.0倍	2.2倍
	音 楽	1人程度	1人	7.0倍	4.0倍
	美 術	1人程度	1人	5.0倍	6.0倍
	保 健 体 育	4人程度	5人	9.8倍	11.6倍
	技 術	5人程度	0人	-倍	5.0倍
	家 庭	5人程度	3人	1.7倍	2.5倍
	英 語	6人程度	7人	2.1倍	2.4倍
	特 別 支 援	10人程度	5人	3.6倍	2.5倍
計	57人程度	41人	5.2倍	4.7倍	
養 護 教 諭	2人程度	3人	10.0倍	7.2倍	
障 害 者 選 考 (内 数)	2人程度	0人	-倍	-倍	
計	129人程度	127人	3.2倍	3.1倍	

令和6年度実施 「大学3年生等早期チャレンジ!!」 試験結果

受験者数	合格者数	倍率
172人	87人	2.0倍

お問い合わせ先・郵送による申込先

相模原市教育委員会 教育局 学校教育部 教職員課

所在地 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15

電話 042-769-8279 (直通)

相模原市職員採用ホームページ

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026815/shokuin_annai/index.html

相模原市の学校で働く

検索



教職員課フェイスブック相模原市教員採用情報 ~教員を目指す方へ~

<https://www.facebook.com/sagamihara.kyouinsaiyou/>

相模原市教員採用情報 ~教員を目指す方へ~ Facebook

検索



教員採用候補者選考試験 Q & A 及び受験申込書記載例

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026815/shokuin_annai/school/1005283.html

教員採用候補者選考試験 Q & A

検索



悪天候などによる公共交通機関の遅延や災害時等、試験に関する緊急連絡は、
相模原市教職員課のフェイスブック等に掲載予定です。